

「小規模特認校」への市外からの通学（区域外就学）を認めている事例

⇒極めて限定的

一般的にこの制度は、「市内に居住していること」を条件とする自治体が多く、市外から通うには原則としてその自治体への住民票の異動（転入）が必要になります。

ただし、例外的に認められる可能性があるケースや、独自の動きがある自治体を紹介します。

1. 市外からの通学が検討・実施されるケース

●隣接自治体との協定がある場合

一部の自治体では、県境や市境をまたいで近い学校に通うための「教育委員会同士の協議」により、区域外就学が認められることがあります。ただし、これは特認校制度というよりは個別の事情（地理的要因など）に基づきます。

●不登校・心身の健康理由

不登校の解消や精神面での配慮が必要な場合、指定外の学校（小規模校を含む）への就学が「区域外就学許可基準」に基づき認められる場合があります。

2. 「親子留学」などの特別な仕組み

小規模特認校を核とした地方創生に取り組む自治体（特に北海道や九州などの過疎地域）では、「親子山村留学」などの形態をとることで、実質的に市外（都市部など）からの児童を受け入れています。この場合も、期間中は現地に住民票を移すことが一般的です。

注意点と確認方法

募集要項の確認： 多くの自治体で「市内に住民登録があること」が必須条件です。

区域外就学の手続き： どうしても市外から通いたい場合は、住んでいる自治体と希望する学校がある自治体、両方の教育委員会による「区域外就学許可」の協議が必要になります。

親子山村留学の具体例として、住居支援や助成金が充実している主な自治体

1. 山梨県：丹波山村（たばやまむら）

丹波山村の親子山村留学は、村が用意した専用住宅の家族で移住するスタイルです。

住宅支援：月額 15,000 円～20,000 円程度の低価格で住宅を貸与。

教育費支援：給食費や教材費、修学旅行などの校外学習費が無料になるなど、家計への負担が大幅に軽減されます。

2. 山梨県：早川町（はやかわちょう）

「日本一人口の少ない町」としても知られる早川町では、平成 15 年から親子留学を基本とした制度を運用しています。

内容：家族で町へ移住し、地元の小中学校に通学します。町独自の「早川町山村留学制度」により、生活支援が行われます。

3. 山梨県：小菅村（こすげむら）

小菅村源流親子留学は、多摩川の源流という豊かな自然環境を活かしたプログラムです。

特徴：単なる通学だけでなく、地域行事への参加など「村の一員」としての暮らしを重視しています。体験ツアーなども実施されています。

4. 鹿児島県：錦江町（きんこうちょう）

錦江町の親子山村留学は、補助金と備品支援が手厚いのが特徴です。

補助金：留学生 1 人につき、月額 40,000 円の助成金が支給されます。

設備支援：町が用意する住宅には、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの主要家電が完備されています。

5. 鹿児島県：十島村（としまむら）

トカラ列島の島々（悪石島、小宝島、宝島など）で行われている十島村山海留学です。

スタイル：親子型のほか、里親型や孫もどし型など多様な形態があります。離島という極めてユニークな環境での生活が可能です。

検討時のポイント

住民票の異動：ほとんどのケースで、留学期間中は当該自治体への住民票の移転が必須となります。

募集時期：4 月からの入学に向けて、前年の秋～冬（10 月～1 月頃）に選考や面談を行う自治体が多いです。